

銀札の実勢について

赤峯重信

府内藩記録『天保十五甲辰年十二月 櫛楮勘定帳 諸木方』

覚

一札九貫四百九拾九匁六分

櫛実千八百九拾四貫八百九拾匁

一同三貫五百五拾八匁六分

楮拾五駄六合八才

壹駄ニ付貳百貳拾八匁替

一同八貫貳拾九匁七厘

去暮勘定残札

一同六百七拾七匁五分

瓦類御拂代

一同四百三拾八匁貳分七厘

紙御拂御益并御貸付利分楮畑上納共

ノ貳拾貳貫貳百三匁四厘

此拂

正月

(省略)

ノ壹貫七百貳拾七匁四分

二月

一百三拾貳匁 櫛苗豊前表より送越候ニ付小浦より船三艘借切賃

壹艘ニ付金壹歩宛

一拾壹匁五分 右苗堀川より取紙候船賃仲仕賃共

(中略)

一百六拾五匁 同人(友之丞)引取ニ付御目録金三百疋并菓

子三朱代共

一百五拾匁 櫛植付ニ付小奉行共六人宛日数十日分一日壹

人式匁五分宛

(中略)

ノ壹貫五百目貳分八厘

以上の記録に記るされた金額は府内藩発行の銀札による表示である。

〔大分県下では杵築藩の寛延二年(一七四九)の銀札発

行が最初で、それ以降各藩ともに藩札の発行を行ったので、一八世紀後半の各藩の記録類に記された金額数字は、札による表示が殆んどであると考えられる。すなわち、「匁」表示してあるから、正銀と混同し易いので充分注意することが肝要である。」

(金額表示に「匁」と「目」と併用されているが、普通には「匁」で「目」は五十とか百とか端数のない場合に使用されるというのが通例である。)

そこで、前記の「櫛楮勘定帳」二月の項の百三拾式匁を換算すると、

札百三拾式匁 船三艘代 金三歩

(船一艘代 金一歩)

金壹分 札四十四匁

金壹兩 札百七十六匁

『天保十三壬寅年八月、諸上納物取調書上帳奥郷野畑組上測村』

覚

一札拾八匁

青竹拾駄代

(中略)

一同四匁 幣束ニ付 七分式厘かへ 葛式束 銀納

壹匁四分四厘

一同六拾目八分九厘

小物成 銀貳拾式匁四分九厘五毛

銀壹匁百三拾四文壹歩増

一同式匁七分壹厘

銀師 庄吉

銀壹匁

百三拾四文壹歩増

(以下略)

府内藩の銀札は、五十文銭すなわち、銀札一匁 五十文の勘定であった。

銀師 庄吉の上納は正銀で一匁、銀札で式匁七分壹厘である。

銀札式匁七分壹厘 正銀一匁

銀老匁百三拾四文老步増とは、当時正銀一匁が正錢百三拾四文に相当し、これを銀札勘定するときは一步増しですることである。これによって右の計算を式にすると左のようになる。

$$\begin{array}{l} \text{銀} \quad \text{錢} \quad (\text{一步増し}) \quad 50\text{文錢} \quad \text{銀札} \\ 1\text{匁} = (134\text{文} + \frac{134}{100}\text{文} = 135.34\text{文}) \div 50\text{文} = 2.7068\text{匁} \end{array}$$

すなわち、銀一匁は府内藩札では二匁七分一厘である。

計算例②)

$$\begin{array}{l} \text{銀} \quad \text{銀1匁} \quad 50\text{文錢} \quad \text{銀札} \\ 22.495\text{匁} \times 135.34\text{文} \div 50\text{文} = 60.889\text{匁} \end{array}$$

次に、前史料「櫛楮勘定帳」は二年後の天保十五年であるが、大凡相場は同様と見て、金老兩 $\parallel$ 札百七十六匁について計算してみる

$$\begin{array}{l} \text{金} \quad \text{銀札} \quad 50\text{文錢} \quad \text{銀1匁} \quad \text{正銀} \\ 1\text{兩} = 176\text{匁} \times 50\text{文} \div 135.34\text{文} = 65.02\text{匁} \end{array}$$

「地方史研究必携」(岩波全書)によれば、天保金銀の平

均銀相場(天保3 $\sim$ 嘉永6)は金一兩 $\parallel$ 銀六三、五八匁とあるから、前記の計算がほぼ正しいことが判明する。

要するに、史料に書かれている銀札の匁の数値はそのまゝに正銀を意味するのではなく、その時の銀札の実勢によって高下することに注意しなくてはならない。

前述の史料によれば、府内藩の天保十三 $\sim$ 十五年頃は、正銀一匁は銀札二、七一匁、(銀札一匁は正銀〇、三七匁)であつたことがわかる。

もともと藩札(紙幣)は、そのものに実質的価値がある訳ではなく、発行者自体の財政的裏付けによってその実効的価値が認められる信用貨幣である。

藩札は藩財政の窮乏を補うため発行されるのが普通であつた、それゆえに藩財政の動向が藩札の実勢に敏感に反映して高下の変動が大きかつた。

しかし、県下の諸藩の藩札の実勢については、その調査は未だなされてない現状である。藩財政を研究する上には、必要であり今後の大きな課題であると思われる。

(大分県立大分図書館郷土資料専門員  
大分市敷戸北町一ノ八)

金一兩に對して、江戸の銀相場並に錢相場趨勢略年表（慶長6—明治1）

通用貨幣	年 代	年間	銀 相 場	錢 相 場
(1) 慶長金銀	慶長6—元禄7 (1601—1694)	94	平均 61.7 9 匁分厘	平均 4,800 貫 文
(2) 元禄金銀	元禄8—寛永2 (1695—1705)	11	〃 56.7 7	4,126
(3) 寛永銀	寛永3—寛永7 (1706—1710)	5	〃 58.5 5	4,038
(4) 正徳新銀	正徳1—享保2 (1711—1717)	7	〃 72.4 9	3,088
(5) 享保新金銀	享保3—享保20 (1718—1735)	18	〃 56.1 5	4,631
(6) 元文金銀	元文1—文化14 (1736—1817)	82	61.5 7	5,287
(7) 文政金銀	文政1—天保2 (1818—1831)	14	63.1 2	6,636
(8) 天保金銀	天保3—嘉永6 (1832—1853)	22	63.5 8	6,590
(9) 安政金銀	安政1—安政6 (1854—1859)	6	69.7 6	6,592
(10) 萬延新金	萬延1—明治1 (1860—1868)	9	82.3 8	7,579

- 1) 本表は三井高維編述「兩替年代關鍵」卷二考證篇による。  
 2) 本表は或る通用貨幣の通用年間に於ける仲直の平均をとって表示したものである。  
 「地方史研究必携」(岩波全書)

▼奥付 大分県地方史九三号を九四号 編集人 芦刈政治を橋本操六	41	37	29	27	頁
	三行目	第三表 定基の所領	(第一表) 本御庄の立券年次	田染全図	訂正箇所
	ものこのき	甲二人	国名(所名) 相博立券	①弓坊	誤
	もしこのき	甲乙人	国名(所名) 立券相博立券	①弓切	正

**大分県地方史 94号 訂正**

▼広瀬謙治氏「田染宇佐氏の在地動向」の左記か所を訂正します。